

平成23年11月25日
岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会

問合せ先：岐阜県教育委員会事務局・教育総務課
中等教育企画担当 高橋 宗彦
058-272-1111（内線 3507）

岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会「答申」について

「岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会（会長：岐阜大学教育学部副学部長・宮本正一氏）」は、本年2月に設置され、県教育長より、

- 1 現行の入学者選抜制度の検証について
 - 2 検証結果を踏まえた、より良い入学者選抜の在り方について
- の2点について検討するよう諮問を受けました。

これまでに4回の審議を行い、本日、教育長に答申したので発表します。

<答申の概要>

<諮問事項1>現行の入学者選抜制度の検証について

現行の入学者選抜制度は、以下に示す「平成14年度入学者選抜の改善の基本的方向」に基づき、平成14年度入学者選抜から導入したものである。

<平成14年度入学者選抜の改善の基本的方向>

- ① 生徒一人一人のさまざまな優れた面を積極的に評価する
- ② 生徒の学校選択幅を拡大する
- ③ 各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する

当諮問会においては、この3つの改善の基本的方向に基づき、現行の入学者選抜制度についての検証を実施した。

1 多様な選抜方法による多面的な評価について（改善の基本的方向①③）

「多様な選抜方法による多面的評価」については、現行の入学者選抜制度の特長として評価することができると考えられる。一方で、評価する観点をより明確なものとする等、高等学校入学者選抜における明瞭性及び公平性の担保といった

観点からの改善が必要であるとともに、高等学校入学者選抜の本来の機能を十分に踏まえた在り方の検討も必要であると考えられる。

2 生徒の学校選択幅の拡大について（改善の基本的方向②）

「生徒の学校選択幅の拡大」については、現行の入学者選抜制度は、「行きたい学校」を最大2回まで受検できることを保障した制度として定着しているものの、入試期間の長期化による影響は予想以上に大きく、特に、15歳という精神的に成熟しているとは言い切れない時期の受検生にとって、過度の心理的負担を強いることによる弊害は深刻であると言わざるを得ない。また、不合格になることへの不安感から、第一志望ではない学校へ出願先を変更する状況がみられる等、2回の受検機会を確保するという導入時の理念が、十分に達成されていない場合もある。

当諮問会では、現行の入学者選抜制度の検証の内容を踏まえ、今後の入学者選抜制度の検討にあたり、新しい入学者選抜制度の改善の基本的方向について、以下のとおり整理した。

<新しい入学者選抜制度の改善の基本的方向>

- 高等学校入学者選抜に係る期間を短縮すること
- 中学校での学習の定着状況を適切に評価できるようにすること
- 学校ごとの検査内容や選抜方法も工夫できるようにすること
- 明瞭性・公平性の観点からできるだけシンプルな制度とすること

<諮問事項2>検証結果を踏まえた、より良い高等学校入学者選抜の在り方について

当諮問会では、上記の新しい入学者選抜制度の改善の基本的方向に基づいて、新しい入学者選抜制度の在り方について検討した。

1 新しい入学者選抜制度の在り方について

- 高等学校入学者選抜に係る期間を短縮すること

現行の入学者選抜制度においては、全ての学校で、2月に特色化選抜、3月に一般選抜を実施しているため、入学者選抜に係る期間が約2か月間に及ぶ。

この期間を短縮するために、特色化選抜と一般選抜を一つに集約し、3月に実施することが望ましい。

○ **中学校での学習の定着状況を適切に評価できるようにすること**

高等学校入学者選抜は、中学校での学習や活動の実績など、中学校で身に付けた力を幅広く評価し、各高等学校への入学者を適正に選抜できることが重要である。また、義務教育段階で身に付けるべき学力の指標の一つにもなるものである。

一方、現行の入学者選抜制度においては、特色化選抜で学力検査を実施しない学校・学科もあり、全ての受検生が学力検査を受検している状況にはない。このため、新しい入学者選抜制度においては、学力検査を全ての受検生に課し、中学校における学習の成果を等しく評価することが望ましい。

○ **学校ごとの検査内容や選抜方法も工夫できるようにすること**

新しい入学者選抜制度においては、中学校長から提出された調査書及び学力検査を主たる選抜資料とする。また、受検生を幅広く評価する観点から、学校により必要な場合には、面接を実施することも考えられる。

さらに、調査書及び学力検査等に加えて、他の選抜資料も課す等、学校ごとに検査内容や選抜方法を工夫できるようにすることが望ましい。

○ **明瞭性・公平性の観点からできるだけシンプルな制度とすること**

入学者選抜制度については、生徒及びその保護者にとって、選抜の方法及び評価等がより分かりやすいものとなることが重要である。

これまでも、入学者選抜の内容や基準に関する情報については、できる限り分かりやすく提供したり、個人情報の開示の手続きをできるだけ簡易なものとしたりすることなどに努めてきた。

これらについては、新しい入学者選抜制度における改善の観点として、その必要性も含めて検討するとともに、入学者選抜制度全体をシンプルなものとし、分かりやすい制度とすることが望ましい。

上記のほか、当諮問会においては、通学区域に関すること、欠員のある学校・学科等で実施するいわゆる再募集に関すること、定時制の入学者選抜に関すること等、入学者選抜制度全般について、幅広く審議した。

2 新しい入学者選抜制度の具体的な改善方策について

※ 新しい入学者選抜制度に関する各名称はすべて仮称

全ての学校で、3月上旬から中旬にかけて第一次入学者選抜を実施する。また、欠員のある学科・コース・部については、第一次入学者選抜実施後に第二次入学者選抜を実施する。なお、いずれの選抜においても、全日制の課程と定時制の課程は同一日程とする。

<第一次入学者選抜>

1 全日制の課程について

(1) 検査の内容について

- 全ての学校で、全ての受検生を対象として、県統一の学力検査を実施する。なお、高等学校長が定めるところにより、加えて、面接を実施することができることとする。
- 上記の検査に加え、部活動等の顕著な実績や学科等の専門領域で必要とされる実技能力等、限定的なものを評価する場合には、面接、小論文、実技検査、自己表現のうちから、高等学校長が定める検査を実施することができることとする。

(2) 選抜の方法等について

- 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。
 - ・ 全ての学校で、調査書の記録及び学力検査の結果（面接を実施した場合には面接の結果も含める。）に基づいて、総合的に審査し、入学者を決定することとする。

なお、調査書の記録のうちの評定と学力検査の結果の比率を事前に公表する。この場合、その比率については、7：3～3：7の範囲で各高等学校長が定めることとする。
 - ・ 面接、小論文、実技検査、自己表現のうちから、高等学校長が定める検査を別に実施した学校においては、当該検査の受検生を対象に、調査書の記録及び学力検査の結果（面接を実施した場合には面接の結果も含める。）に加え、別に実施した検査の結果に基づいて、当該学

科・コースの入学定員の30%を上限として、総合的に審査し、入学者を決定することができることとする。

ただし、音楽科、美術科については、上限は入学定員とする。

- ・ 調査書の評定については、「第1学年の各教科の評定の合計値」、「第2学年の各教科の評定の合計値」と「第3学年の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いる。(以下、他の選抜においても同じ。)

(3) 学区（出願できる高等学校）について

- 普通科（単位制を除く。）については、現在の特色化選抜と同様に、居住する学区にある高等学校のほか、隣接学区にある高等学校にも出願できることとする。また、その他の学科については、県内全ての高校に出願できることとする。

2 定時制の課程について

(1) 検査の内容及び選抜の方法等について

- 学力検査又は各高等学校で作成する基礎的な学力をみる検査及び面接を全ての学校で実施することとする。ただし、学力検査の実施教科については、高等学校長が別に定めることができることとする。

さらに、小論文、実技検査、自己表現の中から高等学校長が定める検査を実施することができることとする。

- 高等学校長は、中学校長から提出された調査書の記録、実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

(2) 学区（出願できる高等学校）について

- 学区については、県内全域とする。

<第二次入学者選抜>

(1) 実施校及び募集人員

- 第一次入学者選抜における合格者数が入学定員に満たない、全ての学科・コース・部において実施する。
- 入学定員から第一次入学者選抜における合格者数を減じた数を募集

人員とする。

(2) 検査の内容及び選抜の方法等について

- 面接を全ての学校で実施することとする。

さらに、学力検査、小論文、実技検査のうちから、高等学校長が定める検査を実施することができることとする。また、学力検査の実施教科については、高等学校長が別に定めることができることとする。

- 高等学校長は、中学校長から提出された調査書の記録、実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

(3) 学区（出願できる高等学校）

- 学区については、第一次入学者選抜と同じとする。

3 新しい入学者選抜制度の導入について

新しい入学者選抜制度の導入の時期については、現行の入学者選抜制度における諸課題を、できるだけ早期に解消する必要があることから、現在の中学2年生が受検する平成25年度入学者選抜から導入することが望ましい。

(参考) 公立高等学校入学者選抜制度の改善について

